

# 木造住宅 耐震診断 補助制度のご案内



小平市では、耐震化を積極的に進めていただくため、耐震診断に要する費用の一部を補助しています。

予算には限りがあることから、ご利用される方はお早めにご相談ください。  
なお、申請の受付期間は4月1日から1月中旬までを予定しています。

## 補助金の額

**【令和6年度より、補助金の上限額を15万円に増額しました。】**

診断費用（消費税を除く。）の4分の3に相当する額で、上限15万円です。  
(診断の費用は診断機関、診断の種類、住宅の規模・程度によって異なります。)



## 補助対象住宅

補助対象とする住宅は、次のどちらかの要件を満たしており、これまでにこの制度に基づく補助金の交付を受けていない住宅です。

### 旧耐震基準の住宅

- 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手されたもの
- 現に居住している木造の住宅、共同住宅及び併用住宅

### 新耐震基準の住宅

- 昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に新築の工事に着手されたもの
  - 現に居住している平屋建て又は2階建てのもので、在来軸組工法の木造の住宅、共同住宅及び併用住宅
- ※2X4工法や3階建てなどの木造住宅は対象外となります。詳しくはお問合せください。

## 補助対象者

補助対象者は、補助対象住宅を所有する個人です。(複数の個人が共有する場合を含む。)  
なお、法人が所有している住宅は対象となりません。

## 診断機関

耐震診断を行う機関は、次のいずれかとなります。これら以外の診断機関による診断は、補助の対象となりません。

- 社団法人東京都建築士事務所協会北部支部の会員である建築士事務所
- 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に基づく耐震診断事務所



## その他

制度の詳細については、小平市建築指導課にてご確認ください。  
また、診断機関の紹介も行っています。ご希望の際にはご相談ください。

## 耐震診断補助の手続きの流れ

※交付決定前に、耐震診断に係る契約を締結した場合は補助の対象となりませんのでご注意ください。

### 申請者

#### 耐震診断の事前相談

- ・補助を希望される方は、必ず事前に建築指導課へご相談ください。
- ・診断機関の紹介をご希望される方は、事前に建築指導課までご連絡をお願いします。

#### 診断機関に依頼

- ・診断機関と、診断に係る費用や日程等についてご相談ください。

#### 申請書提出 ※契約締結前にご提出ください

耐震診断を行うことが決まりましたら、次の書類を添えて、  
補助金交付申請書を建築指導課へ提出してください。

- 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類
- 補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- ※建築時期、所有者は、毎年5月頃送付している固定資産税・都市計画税納税通知書や市役所税務課で発行できる名寄帳などで確認できます。

#### 補助金交付決定通知

#### 耐震診断の実施

- ・診断終了後、診断機関に診断費用をお支払いください。

#### 完了報告書提出

診断終了後、次の書類を添えて、完了報告書を建築指導課へ提出してください。

- 耐震診断結果報告書の写し
- 耐震診断費用明細書の写し
- 耐震診断に係る契約書の写し
- 耐震診断費用の領収書又は請求書の写し

#### 補助金交付額確定通知

#### 請求書提出

- ・確定後、補助金交付請求書を提出してください。

### 小平市

#### 受 領

#### 受領・審査

※1週間程度

#### 補助金交付決定

#### 受領・審査

※1週間程度

#### 補助金確定

#### 受 領

※1カ月程度

#### 補助金の振込み

### 【お問合せ・ご相談先】

小平市 都市開発部 建築指導課（市役所4階）

〒187-8701 小平市小川町2-1333 TEL 042-312-1145

窓口にお越しの場合は、事前にお電話で日時を調整のうえお越しください。